

エンドポイントマネージドセキュリティ
サービス利用規約

2025年7月

株式会社 エネコム

第1条（本規約の目的）

エンドポイントマネージドセキュリティサービス利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、株式会社エネコム（以下「当社」といいます。）が提供する「エンドポイントマネージドセキュリティサービス」（以下「本サービス」といいます。）の利用などについて定めることを目的とします。

2 本サービスの契約者は、本規約を誠実に遵守するものとします。

第2条（本規約の適用）

本規約は、当社と契約者との間で締結する本サービスの契約（以下「本契約」といいます。）に適用します。

2 当社が本サービスの円滑な運営を図るため必要に応じて契約者に通知する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

第3条（本規約の変更）

当社は、都合により本規約を変更することがあります。この場合には、本サービスの利用などにかかる契約条件は、変更後の本規約によるものとします。

2 本規約の変更は、当社の定める方法により行われ、適切な方法によって契約者に通知されます。通知された日の翌日から7日間が経過した時、もしくは当社が別途定めた日にその効力が生じるものとします。

3 正当な理由なく当該変更内容の通知の到着を妨げたときは、その通知は通常到着すべきであった時に到着したものとします。

4 契約者が、約款の変更の効力が生じた後に、本サービスを利用した場合には、変更後の約款のすべての記載事項について同意したものとします。

第4条（用語の定義）

本規約においては、次の用語は次の意味で使用します。

用語	用語の意味
契約者	本規約に同意の上、本サービスを利用する資格を有する法人等をいいます。
利用者	契約者の有する本サービスの利用資格に基づいて、本サービスの利用を契約者より許諾された者をいいます。
契約者等	契約者および利用者またはその代理もしくは媒介する者をいいます。
利用契約	法人等が本規約に同意することで当社との間で成立する本サービスに関する契約をいいます。

Arctic Wolf 社	Arctic Wolf Networks, Inc. をいいます。
消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第 5 条（本サービスの提供条件）

本サービスの利用にあたりソリューション使用許諾契約に同意する必要があります。

第 6 条（本サービスの仕様）

本サービスの内容については別途当社が規定する「エンドポイントマネージドセキュリティサービス仕様書」に則り、サービスを提供します。なお、当社は、本サービスの仕様または内容を予告なく変更することがあります。

第 7 条（本申し込み）

本サービスの利用申し込み（以下、「本申し込み」といいます）は、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書等を本サービス取扱所（本サービスに関する業務を行う事業所をいいます。以下、同じとします。）等へ提出して頂きます。

- (1) 本サービスに係る契約の種別
- (2) 本契約の数
- (3) その他本申し込みの内容を特定するために必要な事項

2 契約者は、当社が本申し込みにより受領した契約者の情報を Arctic Wolf 社に通知することについて、同意するものとします。

第 8 条（本申し込みの承諾）

当社は、本申し込みがあったときは、受け付けた順序にしたがって承諾します。

2 本申し込みに対する承諾の通知を当社が発信した時点をもって、当社と契約者の本契約が成立するものとします。

3 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その本申し込みを承諾しないことがあります。

- (1) 契約者が、本サービスに関わる料金その他の当社に対する債務の支払いを現に若しくは過去に怠り、または怠るおそれがあるとき
- (2) 契約者が、本規約などの定めに基づき本サービスの全部または一部の利用を停止されたことがあるとき、または Arctic Wolf 社から契約者と Arctic Wolf

社との間で締結された契約を解除されたことがあるとき

- (3) 違法に、または明らかに公序良俗に反する態様にて本サービスを利用するおそれがあるとき
- (4) 契約者がその本申し込みに当たり虚偽の申告をしたとき
- (5) 契約者が当社または第三者の信用を毀損するおそれがある態様で本サービスを利用するおそれがあるとき
- (6) 契約者が本規約に違反し、または違反するおそれがあるとき
- (7) その他、当社が不相当と認めたとき

第9条（再販また卸販売）

契約者は、本サービスを第三者に対して再販または卸販売するときは、当社へ書面による事前の同意を得るものとします。

2 契約者は前項に基づいて第三者に再販または卸販売を行う場合、次の各号に従うものとします。

- (1) 当社による本サービスもしくは類似のサービスの提供を妨げ、または妨げるおそれのある方法で本サービスを再販または卸販売をしないこと
- (2) 本規約における契約者の義務と同様の義務を第三者に課すものとし、当該第三者の義務違反があった場合は、契約者の義務違反として責任を負うこと
- (3) 当該第三者の問合せ、クレーム、損害賠償請求その他一切の紛争に関しては、契約者の責任と費用で対応するものとし、当社は、本規約に定める範囲内で、契約者に対してのみ、責任を追うものとします
- (4) 当該第三者に本サービスの更なる再販又は卸販売を許諾しないこと

第10条（再委託）

契約者は、当社が本サービスを提供するにあたり必要となる業務の全部または一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。

第11条（本契約の契約内容の変更）

契約者は、本契約の契約内容の変更を行うときは、当社所定の方法により申し出るものとします。

第12条（契約者の氏名などの変更）

契約者は、契約者の氏名・名称・連絡先・住所若しくは居所または請求書の送付先その他の当社に届け出た事項に変更が生じた場合、当社所定の方法により、速やかにその旨を届け出るものとします。

2 契約者から前項に基づく届出があった場合、当社は、契約者に対し、当該届出に

関わる事実を証明する書類の提示を求めることがあります。

- 3 契約者が第1項に定める届出を怠りまたは事実と異なる届出を行ったことにより、契約者が不利益を被ったとしても、当社はその責任を一切負いません。また、契約者が第1項に定める届出を怠りまたは事実と異なる届出を行ったことにより当社が契約者に発送した通知が到着せずまたは延着した場合、当該通知は通常到達すべき時に契約者に到達したものと取り扱われます。

第13条（禁止される行為）

本サービスの利用において、次の各号の行為を禁止します。

- (1) 法令に違反する、あるいは違反のおそれのある行為
 - (2) 当社もしくは第三者の著作権その他の権利を害する行為
 - (3) 当社もしくは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為またはそのおそれのある行為
 - (4) 公序良俗に反する行為
 - (5) その他、当社が不適切と判断する行為
- 2 契約者が前項で定める禁止事項に該当する行為を行っていると当社が判断した場合、契約者の禁止行為に対して当社が負担した費用を契約者に請求することがあります。

第14条（契約期間）

本契約には、最低契約期間があります。

- 2 前項の契約期間は、第8条（本申し込みの承諾）の規定により契約が成立した日の属する月の翌月1日から1ヶ月とします。
- 3 契約者は、前項の契約期間内に本契約の解除があった場合は、残余の期間に対応する料金を一括して支払うものとします。

第15条（利用料金）

本サービスの利用料金は、当社が別に定める料金表のとおりとします。

- 2 第8条（本申し込みの承諾）の規定により契約が成立した日の属する月の翌月1日から利用料金の支払いを要します。
- 3 利用料金について、日割りは行いません。第26条（契約者が行う本契約の解約）の場合も同様とします。
- 4 契約者が、第7条（本申し込み）において提出した契約の数を超過して利用していることを当社が検知した場合、契約者は当該超過分に対応する利用料金を支払うものとします。

第16条（料金の支払義務）

契約者は、本契約の契約期間における利用料金の支払いを要します。

2 第22条（本サービスの利用停止）の規定により本サービスの提供が停止された場合は、契約者はその停止期間中の料金の支払いを要します。

第17条（割増金）

契約者は、料金の支払いを不当に免れた場合は、その免れた額のほか、免れた（消費税相当額を加算しない額とします。）額の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払うものとします。

第18条（遅延損害金）

契約者は、利用料金等、その他の債務（遅延損害金を除きます。）について、支払期日を超過してもなお支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払の前日までの期間について、年14.6%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払うものとします。

2 ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第19条（料金の支払い方法）

契約者は、料金を当社の請求書記載の支払期日までに、当社指定の金融機関宛に支払うものとします。なお、銀行振込手数料その他支払いに要する費用は、契約者にて負担するものとします。

第20条（端数処理）

当社は、料金その他の金額計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第21条（消費税相当額の加算）

第15条（利用料金）の規定により料金表に定める料金は、料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

第22条（本サービスの利用停止）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合もしくはおそれがある場合には、本契約に基づく本サービスの利用を何ら事前に通知および勧告することなく停止することがあります。

(1) 契約者が本契約に基づく利用料金、割増金または遅延損害金等を支払い期限

が経過してもなお支払わないとき

- (2) 契約者が違法に、または明らかに公序良俗に反する態様にて本サービスを利用したとき
- (3) 契約者が当社または第三者の信用を毀損するおそれがある態様で本サービスを利用したとき
- (4) 契約者が、本サービスを利用する他の利用者に対して支障を与える態様で本サービスを利用したとき
- (5) 契約者が本申し込みにあたり虚偽の事実を記載したことが判明したとき
- (6) 契約者が別で契約する当社のサービスが利用停止になったとき
- (7) 契約者が本規約の各条項に違反したとき
- (8) その他、当社が契約者として不相当と判断したとき

2 当社は、前項の規定によらず本サービスの利用停止をしようとするときは、あらかじめ当社が定める方法によりその旨を契約者に通知します。なお、これにより契約者が被った損害について当社は一切の責任を負わないものとします。

第23条（本サービスの利用中止）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の本サービス設備の保守又は工事上やむを得ないとき
- (2) 天災、事変その他の非常事態が発生により、本サービス設備の全て又は一部が滅失もしくは破損して本サービスの提供が困難になったとき

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止しようとするときは、あらかじめ当社が定める方法によりその旨を契約者に通知します。ただし、緊急でやむを得ない場合は、この限りではありません。

3 当社は、前2項に基づく本サービスの利用の中止に伴って、契約者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。

第24条（本サービスの廃止）

当社は、やむを得ない事由により本サービスを廃止することがあります。この場合、当社は契約者に対し、廃止の2ヶ月前までに所定の方法でその旨を通知するものとします。ただし緊急の場合については、この限りではありません。

2 当社は前項に基づく本サービスの廃止に伴って、契約者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。

第25条（当社が行う本契約の解除）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合もしくはおそれがある場合

には、本契約の全てもしくは一部を解除することがあります。この場合、当社は契約者の受けた一切の損害について賠償の責めを負わないものとします。

- (1) 第22条（本サービスの利用停止）の規定により本サービスの利用が停止された場合において、契約者が当該停止となった事由を解消しないとき
- (2) 当社が、第22条（本サービスの利用停止）の各号において、当該事由が当社の業務に著しい支障を及ぼすおそれがあると判断したとき
- (3) その他本契約の継続を困難にする事由が生じたとき

2 当社は、前項の定めにかかわらず、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対して何ら催告をすることなく、書面による通知をもって直ちに本契約の全てもしくは一部を解除することがあります。この場合、当社の契約者に対する損害賠償請求を何ら妨げず、当社は、契約者の受けた一切の損害について賠償の責めを負わないものとします。

- (1) 銀行取引停止処分または仮差押、差押、競売等の執行を受けたとき
- (2) 会社更生手続もしくは民事再生手続の開始または破産等の申し立てを受け、また自ら申し立てたとき
- (3) 主務官庁から、自己が行う事業につき免許および認可の取り消しまたは停止処分を受けたとき
- (4) 天災、事変その他の非常事態が発生により、本サービス設備の全てまたは一部が滅失もしくは破損して、本サービス設備等の使用が不可能となり、かつ、修復の見込みがないとき
- (5) 本規約の各条項に重大な違反があったとき

第26条（契約者が行う本契約の解約）

契約者は本契約の全てもしくは一部を解約しようとするときは、解約しようとする日の1ヶ月前までに当社へ所定の書面にて通知するものとします。

第27条（責任の制限）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、契約者が当社に本サービスの対価として支払うべき1ヶ月分の利用料金を限度額として損害賠償に応じるものとします。

- 2 前項の場合において、責に帰すべき事由が契約者にも存する場合は、契約者が当社に本サービスの対価として支払うべき1ヶ月分の利用料金を限度額とし、当社および契約者の過失割合を按分した金額を賠償します。
- 3 前2項の場合において、契約者が請求をし得ることとなった日から6ヶ月を経過するまでに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。
- 4 契約者が本規約に違反しまたは不正行為により当社に対し損害を与えた場合は、

当社は契約者に対し損害賠償を請求できるものとします。

第28条（免責）

当社は、本サービスの提供をしなかったことにより契約者が被った損害については、前条（責任の制限）で定める損害賠償の範囲の他は、原因如何を問わず一切の責任を負わないものとします。

2 本サービスの利用により、契約者が他の契約者または第三者に損害を与えた場合、当社は一切責任を負わないものとします。

第29条（守秘義務）

契約者および当社は、本契約に関し知り得た相手方の技術上、営業上またはその他の業務上の機密事項を相手方の文書による承諾なしに、第三者に開示または漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではないものとします。

- (1) 知り得た時点で既に公知または公用となっている場合
- (2) 知り得た後、自己の責によらず公知または公用となっている場合
- (3) 知り得た時点で既に取得済みの場合
- (4) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を課せられることなく正当に取得した場合
- (5) 開示または提供につき、相手方の同意を得た場合
- (6) 法令または権限のある公的機関の要請により開示または提供が求められた場合
- (7) 契約者に対して、本契約に基づく義務の履行を請求する場合
- (8) 本契約に起因して紛争または損害賠償請求が発生した場合
- (9) その他、本サービスの運営上必要があると当社が判断した場合

第30条（個人情報の利用）

当社は、契約者等に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居住又は請求書の送付先等の情報を、当社のサービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用または料金の請求その他の当社の利用規約等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、本サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

（注）業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

第31条（本契約に基づく権利の譲渡等の禁止）

契約者は、本契約に基づき有する権利を第三者に譲渡、貸与または担保の用に供することはできません。

第32条（準拠法）

本規約は、日本国の諸法令および諸規則に準拠し、日本国の諸法令および諸規則に基づいて解釈されるものとします。

第33条（専属管轄裁判所）

契約者と当社との間で本サービスの利用に関連して紛争が生じた場合は、その訴額に応じて広島地方裁判所または広島簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

第34条（協力義務）

本規約および本契約の履行に疑義が生じた事項については、契約者と当社は、誠意を持って協議し、円満にその解決にあたるものとします。

第35条（特約事項）

本契約の締結について、別途書面により特約した場合は、その特約は本契約と一体となり、本契約を補完、修正できるものとします。

附則

(実施期日)

本規約は、2020年2月1日から実施します。

附則

(実施期日)

本規約は、2020年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

本規約は、2022年10月3日から実施します。

附則

(実施期日)

本規約は、2023年7月1日から実施します。

附則

(実施期日)

本規約は、2025年7月14日から実施します。